名々会同双方譲歩ニ達シ左記條件ニテ解決セリ。
一、解雇職工十二名ヲ八名ニ減ズ。
一、解雇職工八名ニ対シ各解雇手当八日分ト十日分ノ手当ヲ給スルコト。

⑩ 日本鋳鋼株式会社（一、八—一、一〇）
所在地、本所区向島請地町七五、
労働者、六七名（内女工六名）
参加者、全員
参加団体、東京鉄工組合請地分部。
事業主側ニテハ不振ノ為メ事業ヲ縮少シ従業員ノ解雇ヲ代
表ヲ提出シ之ニ従依シ一月八日争議ヲ起セリ。
共組合会員所属出張所ノ整備ノ補足ヲ要シ其一割減ヲ
要求シ之ヲ拒絶ノ合従シ作業継続ノ保証ト続行サルモ

一、右ニヨリ争議ハ円満ニ協定成立シ一月十日無事解決セリ。

⑪ 城東電線清水化工場（一、八—一、一〇）
所在地、本所区錦糸町一九三、
労働者、九六名
参加者、三〇名
参加団体、関東地方合同労働組合
現在従業員低廉ナル清水化ニ対シ右ハ要求提出シタルモ
下請業者ハ酒水化ニテハ工賃値上ハ不当ナリトシ一月八
日争議ヲ起シ対シ要求ノ通リ解決ス
一、低賃金三円三十銭ニヨリ七ヨリ
一、争議日ハ十五日ノ賃金ヲ支給スルコト
一、二事務所ニテ出勤者ノ出サルコト

財團法人 協調會